

令和9年度 一般コミュニティ助成事業の概要と申請方法

1 対象事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

ただし、次の要件を満たすものとする。

- ①宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- ②国の補助金及び地方債を充当していないもの。
- ③令和9年4月1日以降に実施し、令和10年3月31日までに完了するもの。
- ④原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

2 対象団体及び助成金

(1) 対象団体

自治会、町内会、自治防災組織等、地域に密着して活動する団体。

- ※ 対象外
- ・特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会、婦人会、老人会等。
 - ・宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資する第3セクター、その他活動が地域に密着しているといえない団体。
 - ・市町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体。
 - ・商業振興を目的とした活動を行う団体。

(2) 助成金

1件につき100万円から250万円までの額で10万円単位（10万円未満を切捨て）

3 助成対象経費

(1) 事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

(2) 次のものは助成対象外とする。

- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・自転車
- ・動力の付いた屋台、山車等
- ・防犯カメラ
- ・水車
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・医薬品
- ・照明器具等のうち、電球のみの整備
- ・事業実施主体の経常的経費
- ・工事を伴う施設整備等の経費

- ・他の用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費
- ・P Cアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請等の申請に要する費用
- ・食糧費
- ・土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用
- ・中古品の購入（祭りの備品の修繕は対象内）
- ・娯楽性の高い備品等

4 提出物

（1）提出物

- ① コミュニティ助成事業 助成申請書（別記様式第1号）
- ② 様式第1号別表
- ③ 添付書類
 - 事業実施主体規約
 - 令和8年度事業計画及び予算書
 - 積算根拠となる見積書（品番・単価・数量・金額など備品の詳細がわかるもの）等
 - 新調又は修繕の必要性が分かる既存備品の写真
 - 購入する商品が掲載されたカタログ等のカラーコピー 等

（2）提出方法

（1）の提出物を持参または郵送により書面で提出したうえで、エクセル等のデータを、メールにより提出してください。

（3）提出期限

令和8年10月2日（金） 午後5時15分必着

（4）提出先

東かがわ市総務部地域創生課
 地域づくりグループ 栗原
 TEL：0879-26-1276
 FAX：0879-26-1366
 E-mail：hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp

5 助成の可否

令和9年3月下旬頃に連絡がある見込み。

6 事業内容の変更

助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかに地域創生課まで連絡すること（0879-26-1276）。

7 実績報告について

事業完了後、40日以内かつ令和10年3月31日(金)までに以下の書類を提出すること。

- ① 実績報告書（別記様式第3号）
- ② 様式第3・4号別表
- ③ 添付書類【必須】
 - 領収書等
 - 管理運営規定
 - 備品台帳
 - カラー写真（整備した備品・設備の内容（数量、備品名等）が確認できるもの
 - 整備した備品・設備に宝くじの社会貢献広報表示が行われていることが確認できるもの
- ④ 添付書類【土地、建物を要する事業の場合のみ】
 - 土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - 公図
 - 土地が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）
 - 建物が使用できる根拠書類（契約書・証明書等）

8 宝くじの社会貢献広報表示

宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する備品等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

- (1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。
- (2) 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。
- (3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）
- (4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。
- (5) 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。
- (6) 広報表示の参考例
 - ・法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。
 - ・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで広報表示を行う。
 - ・組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。
- (7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。
 - ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）
 - ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
 - ③ 広報表示のデザインが確認できる。

9 留意事項

保管場所については、個人宅は対象になりません。申請団体が所有していない建物へ保管する場合には、借用書など証明を求められることがあります。

10 その他

- (1) 市から県へ申請する際に優先順位を記載する必要があるため、各団体の直近の申請回数ごとに優先順位を設定します。前年度申請のあった団体については前年度の優先順位を引き継ぎ、新規申請者についてはくじ引きを行い優先順位を決定します。くじ引きの詳細は、該当団体にのみ改めてご連絡します。
- (2) 本事業について、令和8年度に申請した6団体のうち、採択されたのは1団体のみであり、申請すれば必ず採択されるものではありません。
- (3) この資料は、一般財団法人自治総合センターの実施要項等から東かがわ市地域創生課が作成しました。ご不明な点があれば、東かがわ市地域創生課までお問い合わせください。